



松任C.C.Z.での休憩所(海の家等)の設置について 海水浴場設置期間に限定し、一時占用許可申請を受付ます。

概要

松任C.C.Z.は昭和62年度に海辺のふれあいゾーン整備計画(C.C.Z整備計画)の認定を受け平成13年度までに離岸堤や緩傾斜堤などの整備が行われ、多くの方々に利用されています。

特に7月～8月にかけては海水浴に訪れる利用者が非常に多くなりますが、休憩する場所がないことから海の家等の休憩所の設置についての問い合わせが多数寄せられているところです。

金沢河川国道事務所では、白山市、地元町内会、松任CCZ関係者と協議を行った結果、平成23年度より海水浴場がオープンしている期間に限り、一般の方々の海岸の利用を阻害することなく、海岸利用の増進につながると判断できる場合に限り、海の家等の休憩所の一時的な占用を許可したところですが、平成24年度についても引き続き許可することとし、許可申請を受け付けます。

なお、一時占用については許可できる範囲が限定されているほか、許可条件があります。

詳細については以下のとおりです。

海水浴場設置期間

白山市が海水浴場を設置する予定の平成24年7月14日(土)～8月15日(水)の間
白山市が設置する施設は、更衣室・シャワー・トイレ・監視、安全設備です。

海の家を設置する場合に関する法令等

- ・海岸保全区域内に工作物を設けて占用を行う場合は、海岸法第7条第1項の規定に基づく許可及び建築基準法に基づく建築確認が必要となります。海の家等の休憩所は海岸法の他、石川県が定める「海水浴場に関する条例及び施行規則」に基づく許可が必要となります。また、食品を扱う場合は別に「食品衛生法」の適用を受けます。
- ・海水浴場が設置されている場合のみ占用が許可となります。
- ・占用の申請が多数となる場合、許可条件に適合しているかを審査の上決定します。



C.C.Z.整備計画

Costal(海岸)、Community(コミュニティ)、Zone(ゾーン)の略で、海岸、背後地の公園などの施設を結びつけて総合的なコミュニティゾーンを創造し、地域の人々が、気軽に海と親しみ集い憩う海浜空間を創り出そうというものです。



【問い合わせ先】

海を家の許可に関すること：国土交通省 金沢河川国道事務所 河川管理課長 長澤

(Tel 076-264-9916 内線331・FAX 076-233-9612)

海水浴場に関すること：白山市 建設部 公園緑地課長 真木

(Tel 076-274-9560・FAX 076-274-7469)

海岸に休憩所を設置する場合、海岸法第7条第1項（海岸保全区域の占用）に基づく一時占用許可申請書の提出が必要です。また、許可するにあたり以下の条件が満たされない場合は許可できません。許可された場合、条例に基づく土地占用料の納付が必要です。

占用を許可するための条件

1 海水浴場が設置されている期間のみ許可します。

平成24年は白山市が7月14日（土）～8月15日（水）に海水浴場を設置する予定ですので、占用許可期間もこの期間に設置・撤去のための最小限の日数を加えた期間とします。

2 営業時間は、海水浴場の利用時間である9時30分の1時間前から日没までの

8時30分～19時の範囲とします。（夜間の営業はできません。）

3 海水浴場に関する条例及び施行規則に基づき、許可を得る見込みがあることが確認できる書類が必要です。

石川県石川中央保健福祉センターが窓口となるので打合せを行った資料の写しと打合せ内容が分かるメモ等を一時占用許可申請書に添付してください。

条例及び施行規則の抜粋
（休憩所設置許可の基準）

- ①衣類等を保管するため、清潔な容器が備えてあること。
- ②更衣所、洗面所及び便所があること。ただし、近接してこれらの施設がある場合は、この限りでない。
- ③土地の使用について権利を有することを証する書類の写（海岸法7条第1項に基づく一時占用許可書）
- ④海水浴場設置者の承諾書（白山市の承諾書）

※（白山市が海水浴場として設置する施設）

監視台、禁止事項表示看板、表示ブイ、便所、更衣・シャワー室、管理事務所、自動販売機、水栓

4 海水浴場設置者である白山市の承諾書が必要です。

白山市役所 公園緑地課が窓口となります。承諾書を得るためには、石川県石川中央保健福祉センターで打合せを行った資料の写しと打合せ内容が分かるメモ等が必要です。

5 休憩所において食品を販売する場合は食品衛生法に基づき、許可等を得る見込みがあることが確認できる書類が必要です。上記3と同様の資料を添付してください。

6 一時占用を許可する範囲

別紙を参照してください。別紙の箇所以外での許可はしません。

7 休憩所を伴わない、売店のみの許可はできません。

8 海水浴場設置期間終了後は休憩所をすみやかに撤去し、原状回復することが必要です。休憩所を翌年まで存置することは認められません。

9 台風等の強風時の飛散防止対策が確認できる資料が必要です。

10 上記の条件を満足する場合に限り、海岸法に基づく一時占用許可申請書を受け付け同法に基づく審査を開始します。一時占用許可申請書の様式・必要添付資料については、金沢河川国道事務所ホームページもしくは下記申請書提出先にお問い合わせください。審査の結果、許可できない場合がありますのでご了承ください。

11 許可申請者が多数となる場合、抽選となる場合があります。

申請書提出先：国土交通省 金沢河川国道事務所 松任海岸出張所 TEL076 (275) 0982

申し込み期限：平成24年5月31日（この日以降の受付はいたしません。）

手続きの流れ

①石川県石川中央保健福祉センター 【事前打ち合わせ】

(生活環境課 TEL 076-275-2642・FAX 076-275-2257)

○必要な資料 (以下の内容が分かる資料) ……以下「資料A」とします。

・休憩所関係 (構造・広さ・更衣室・ロッカー・衣類保管容器)

・飲食店営業関係 (設備・排水設備・取り扱い食品・経験資格)

以下、

※許可の見込みがある場合は、同センターより打合せ内容が分かる書類を発行……資料Bとします

②白山市

【建築確認申請の事前打ち合わせ】

(建築指導課 TEL 076-274-9561・FAX 076-274-4188)

○必要な資料

チェックリスト……以下、「資料C」とします。

【海水浴場設置者の承諾申請】

(公園緑地課 TEL 076-274-9560・FAX 076-274-7469)

○必要な資料 資料A・資料B

※公園緑地課より承諾書を発行……以下「資料D」とします。

③国土交通省金沢河川国道事務所

【国有地の占用許可申請】

(松任海岸出張所 TEL 076-275-0982・FAX 076-275-9258)

○必要な資料

海岸法申請書及び資料A～D

※松任海岸出張所より許可書を送付……資料E

④石川県石川中央保健福祉センター 【休憩所・飲食店営業許可】

(生活環境課 TEL 076-275-2642・FAX 076-275-2257)

○必要な資料

休憩所設置許可申請書及び資料A、D、E

飲食店営業許可申請書及び資料A

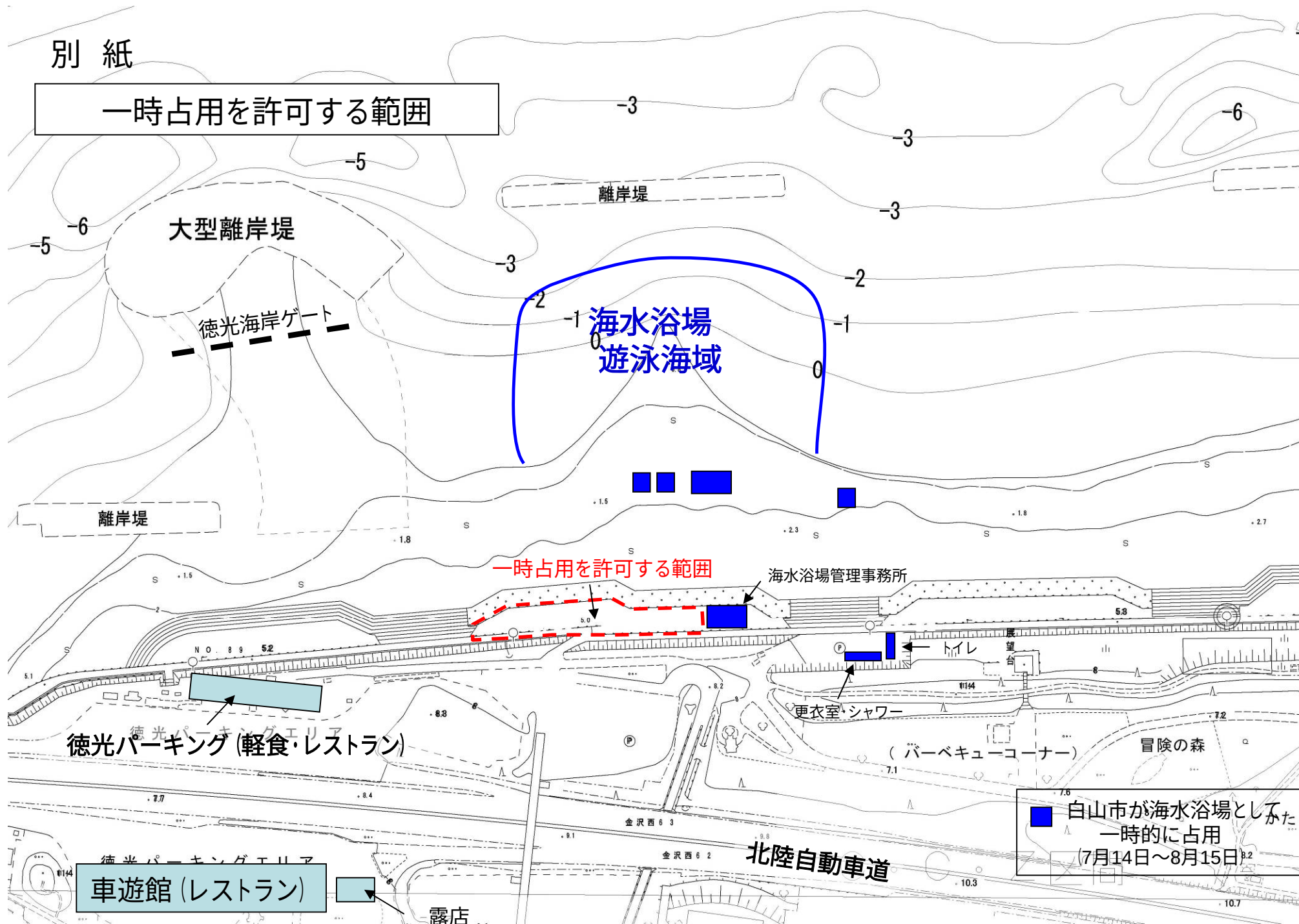
⑤白山市 【建築確認申請】

(建築指導課 TEL 076-274-9561・FAX 076-274-4188)

○必要な資料： 建築確認申請書及びチェックリスト

別紙

一時占用を許可する範囲



申請書作成・提出にあたって

1 申請書のあて名

北陸地方整備局長としてください。職名のみでけっこうです。

2 申請書の提出部数

申請書（申請書添付図書を含みます。）は、正・副各1部作成し、申請窓口へ提出してください。署名ないし押印は、正本だけでけっこうです。

なお、形式審査（書式や必須の記載事項を確認するもの）や内容審査（申請内容が許可・審査基準に適合するか判断するもの）において、後日、補正をお願いすることがあります（行政手続法第7条）ので、提出分のほかに1部作成されてお手元に控えを持つことをお勧めします。

3 申請書の提出先

提出先は、松任海岸出張所です。こちらに2部とも提出してください。

4 申請書添付図書について

申請書の内訳書の項目1～9の記載を補充していただいたり、その根拠を確認するために必要です。次の図書を申請書に添付してください。

(1) 申請概要書

利用計画や事業目的などを簡単に説明していただくものです。

(2) 位置図

縮尺1/50,000や1/25,000の地形図などで占用場所を表示してください。

(3) 実測平面図

縮尺1/500程度の平面図を用意してください。図面には占用範囲赤塗で表示してください。また、海岸保全区域線及び官民境界線を記載してください。

さらに、申請場所の確認のため、必要により公図などもご用意ください。

(4) 構造図

施設や工作物の構造図。申請施設そのものの図面のほか、海岸堤防などの海岸保全施設との位置関係がわかるように、横断図（海岸線に対して垂直方向）もご用意ください。

(5) 丈量図

占用範囲赤塗。3の平面図と併用可。

(6) 工事費概算書

申請に係る事業の実行性を確認するためなどの目的で、提出していただく場合があります。

(7) 工事の実施方法を記載した図書

(8) その他

占用目的や態様により、上記1～7のほかに補足していただく図書が必要になることがあります（例えば、申請箇所の写真や、施設管理の方法について記載したものなど。）申請窓口で、事前にご確認ください。

5. 許可・審査基準について

海岸法第7条第1項の許可（海岸保全区域の占用）に関する許可・審査基準は次のとおりです。

海岸法〔昭和31.5.12 法律101〕

（海岸保全区域の占用）

第7条 海岸管理者以外の者が海岸保全区域（公共海岸の土地に限る）内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物（以下次条、第9条及び第12条において「他の施設等」という。）を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

2 海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。

海岸法施行規則〔昭和31.11.10 農林省 運輸省 建設省令1〕

（海岸保全区域の占用の許可）

第3条 法第7条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を海岸管理者に提出しなければならない。

- 1 海岸保全区域の占用の目的
- 2 海岸保全区域の占用の期間
- 3 海岸保全区域の占用の場所
- 4 施設又は工作物の構造
- 5 工事実施の方法
- 6 工事実施の期間

行政手続法第5条第1項に規定する申請に対する処分の審査基準は、海岸法第7条第1項の許可に関するものとしては、次のとおりです。

海岸法の施行について（昭和31.11.10 31農地4822 港管2739 建発河107）

（海岸保全区域の占用及び海岸保全区域における行為の制限）

記第四

1 法第7条第1項の規定による占用の許可は、国有財産法上の公共用財産たる国有海浜地について行うものであるので、その許可に際しては、当該公共用財産たる土地の公共的性格に十分留意の上、その用途又は目的を妨げない限度において、かつ、海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可をするよう、その運営の適切を期せられたいこと。

2 海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて占用することは、一定の区画の土地を排他的独占的に継続して使用することであり、耕作の用に供する場合、材料置場とする場合等も含まれるものであること。なお、漁具、漁獲物の乾場、船揚場、穀物乾場、牛馬のけい留のための施設等簡易軽微なものについては許可を要しないものとする。

3 占用の許可の際には、規則第3条に規定する申請書の記載事項に関する条件のほか、占用に伴う第三者との関係に関する条件、附帯工事に要する費用に関する条件、原状回復に関する条件、許可の効力が失効する場合の条件等、個々具体的な場合において種々の条件を附することにより占用が海岸の保全に支障を与えないよう措置すること。なお、右の条件を附するに当たっては、占用の許可を受けた者の権利を不当に制限するような義務を課することのないよう十分配慮され遺憾のないよう期せられたいこと。

また、行政手続法第 6 条に規定する標準処理期間（申請書が申請窓口に到達してから許可あるいは不許可の処分がなされるまでの目安としての期間）は、おおむね 3 週間です（「行政手続法の施行に伴う海岸法における処分の審査基準等の策定について」平 6.9.29 6 構改 D551 6 水港 3274 港海 770 建設省河政発 55 記第三 2(1)）。なお、この期間は、あくまで目安であって、申請人がこの期間内に処分を受け得ることを保証するものではありません。また、審査過程で補正に要する期間は、この期間から除かれますので、あらかじめ了承ください。

許可申請書

平成 年 月 日

北陸地方整備局長 殿

住 所 例 ○○県○○市○○町○○番地

氏 名 例 甲 野 乙 男 (印)

別紙のとおり、海岸法第7条第1項の許可を申請します。

表示例は、海岸保全区域内において、施設や工作物を設けて当該区域を占有しようとする場合の適用条項です。

海岸保全区域内において土石や砂の採取をする場合で、これに伴って工作物を設置して当該区域を占有するときは、同時に第8条第1項第1号も適用されます。適用条項は、申請窓口でご確認ください。

- ① 申請人が法人である場合においては、氏名は、その法人及び代表者の氏名を記載してください。法人の支店や支社、団体の下部機関等が申請する場合においては、定款や組織規程等によってその権限が委任されている場合を除いて、代表者からの委任状が必要です。
- ② 申請人が個人のと看、氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(施設又は工作物の新築・改築に係る土地の占用)

1 海岸の名称

例〇〇海岸

申請窓口でご確認ください。

2 目的

例〇〇自動車道〇〇サービスエリアの排水のため
排水工の設置

海岸保全区域を占用する目的を記載してください。

3 占用期間

例許可の日から平成 年 月 日まで

占用目的を達成するため、合理的かつ必要最小限度の期間とします。当該海岸の状況、占用の目的や態様を考慮して許可期間を設定するため、申請前に、申請窓口でご相談ください。

4 場所

例〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先

占用の場所を記載します。公園などで位置を確認してください。当該地が無番地であれば、一番近い地番の「地先」と記載してください。

5 施設又は工作物の名称又は種類

例〇〇排水路
排水工（暗渠）

6 施設又は工作物の構造

例排水工
ヒューム管（φ800 L=10.0m）1連

施設又は工作物の諸元を記載してください。さらに、申請書に構造図を添付して詳細がわかるようにしてください。

7 工事实施の方法

例別紙のとおり

工程や仮設などを説明する記載です。表示例は、これを申請書添付図書で説明する場合の記載方法です。

8 工事实施の期間

例許可の日から30日間

必要に応じて、添付書類として工程表（バーチャートなど）を付け、補足してください。

9 占用面積

例8.0平方メートル

工期内で完成検査をしますので、それを見込んだ工期を設定してください。

丈量図及び占用面積計算書を基にして
占用面積を記載してください。図面は、根拠
として申請書に添付してください。

(添付図書)

申請書の内訳書の項目1～9の記載を補充していただいたり、その根拠を確認するために必要ですので、次の図書を申請書に添付してください。

1 申請(事業)概要書

利用計画や事業目的などを簡単に説明していただくものです。

2 位置図

縮尺1/50,000や1/25,000の地形図などで占用場所を表示してください。

3 実測平面図

縮尺1/500程度の平面図。占用範囲赤塗。海岸保全区域線及び官民境界線記載。

申請場所の確認のため、必要により公図などもご用意ください。

4 構造図

施設や工作物の構造図。申請施設そのものの図面のほか、海岸堤防などの海岸保全施設との位置関係がわかるように、横断図(海岸線に対して垂直方向)もご用意ください。

5 丈量図

占用範囲赤塗。3の平面図と併用可。

6 工事費概算書

7 工事の実施方法を記載した図書

8 その他

占用目的や態様により、上記1～7のほかに補足していただく図書が必要になることがあります(例えば、申請場所の写真、施設管理の方法について記載したものなど。)申請窓口で、事前にご確認ください。